

重要事項説明書

1. 事業者の概要

- 事業者（法人名）：株式会社元気が一番
- 法人種類：営利法人
- 代表者・氏名：代表取締役 幸尻 雄基
- 所在地：広島県福山市西深津町四丁目2番45号カーサグレース303号室
- 電話番号：TEL：084-959-2296

2. 事業所の概要

- 事業所の名称：訪問看護ステーション元気が一番
 - 所在地：広島県福山市西深津町四丁目2番45号カーサグレース303号室
 - 電話番号：TEL：084-959-2296 FAX：084-959-2297
 - 事業所番号：3461591046
 - 指定取得日：2025年7月1日
 - 管理者・氏名：幸尻 雄基
- 事業の目的：居宅において継続して療養を受ける状態にある利用者に対して、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、及び生活機能の維持又は向上を目指します。
- 運営の方針：自宅で療養中の方を対象に、より健康な生活が維持できるよう、利用者やご家族の立場に立ってサービス提供に努めます。地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携に努め、適切な運営を図っていきます。

3. 事業所の職員体制

看護師 3名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 0名

4. 事業所の実施地域

福山市内全域

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

5. 営業時間

- 営業日・時間：月曜日～金曜日 8：30～17：30
- 休業日：祝日、土曜日、日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)

※その他、常時 24 時間、電話等により連絡可能な体制とします。（この場合、該当する加算を算定し、対応します。）

6. サービスの内容

医師の指示に基づき、(介護予防)訪問看護計画を立案し、サービスを提供します。

□サービス内容

- 健康チェック(血圧・体温・脈拍など)
- 症状・障害の看護、医師への報告
- 医師の指示の元に行う診察の補助
(点滴・注射、褥瘡予防・処置、経管栄養、カテーテル等の管理、疼痛の管理、その他、指示による医療処置など)
- 療養上の援助(食事・排泄・入浴・洗髪の援助)
- 終末期・認知症の看護
- 家族支援(家族に対しての相談、助言など)
- 医療器具装着中の観察・管理・指導
- 療養生活や介護方法等の指導
- 他のサービス事業者との連携・調整
- 在宅ホスピスケア
- リハビリテーション
- その他

7. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行なう訪問看護師等

サービス提供にあたっては、複数の訪問看護師等が交代してサービス提供をします。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止事項

利用者、およびその家族は、「6. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者
に依頼することはできません。

②サービスの実施に関する事情・意向等

事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない
場合には、利用者・ご家族と相談の上サービス内容の変更を行いません。その場合、事業者は変
更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問看護師等の禁止行為

訪問看護師等は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①利用者もしくはそのご家族等からの物品等の授受
- ②飲酒及び喫煙

③利用者もしくはご家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動

④その他利用者もしくはご家族に行なう迷惑行為

(5) 貴重品の一時保管について

鍵等の貴重品については原則としてお預かりは致しません。但し、サービス提供において支障がある場合、保管目的等の協議の上、「預かり証」をお渡しし一時保管させて頂く事があります。保管の場合は、特定の場所に保管し、担当者個人での保管はしません。

8. 利用料金

(1) 訪問看護利用料金

提供する訪問看護サービスの費用、その他の利用料は、料金表1～4に記載したとおりです。

①保険適用外分について料金を改定する際には、1ヶ月以上前に利用者に文書で連絡します。

②介護保険を利用する場合の自己負担は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額となります。但し、介護保険給付の限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担になります。任意契約による訪問看護は全額自己負担になります。

③医療保険を利用する場合の自己負担は、原則、被保険者証に記載されている負担割合に応じた額となります。但し、公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません。

(2) 交通費

訪問看護サービスにかかる交通費については、通常の実施地域を越えた地点から片道おおむね15km以上1kmにつき50円を頂きます。

※緊急時にタクシー利用の場合には、自費でご負担を頂きます。

(3) その他の費用

サービス提供のために必要となる衛生材料や、水道、ガス、電気等の費用は利用者にご負担いただきます。（例：絆創膏等）

9. 利用料金、その他の費用のお支払い方法

利用料、その他の費用は、利用月ごとに計算し、請求します。請求書は、利用した翌月の10日前後に発送・手渡しを行いません。支払い方法は、原則、下記の①～③と致しますが、場合により御相談に応じます。

【支払い方法】

① 口座引き落とし

サービスを利用した翌月の26日に指定する口座より引き落とします。ただし、26日が土日祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。

② 振り込み

住信SBIネット銀行：法人第一支店

名義：株式会社元気が一番

口座番号：普通 2744866

③ PayPay（電子決済）または現金

10. 個人情報の保護について

当該事業所は利用者等の個人情報を適切に取り扱う事は、サービスに携わる者の重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めると共に、広く社会からの信頼を得る為に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法律その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- ① 当該事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該従業員であった者は、正当な理由無くその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当該事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合、主治医や介護支援専門員（市域包括支援センター）、介護保険サービス事業者との連絡調整が必要な場合、又はサービス担当者会議等で必要である場合に限り、予め利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

11. 虐待の防止について

サービスの提供中に、介護施設従事者又は、介護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

12. 情報開示

事業所の概要・サービス内容等について、適宜事業評価を行いお知らせします。

13. サービス内容及び個人情報取り扱い等に関する苦情・相談・要望について

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談・要望がある場合は、下記の窓口に御相談下さい。

【連絡先】

- 訪問看護ステーション元気が一番（窓口：幸尻 雄基）：TEL：084-959-2296
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（※但し、12月30日～1月3日を除く）
- 福山市介護保険相談窓口（福山市介護保険課）：TEL：084-928-1259

14. 記録の保管について

(1) 用紙で保管する場合

- ① 外から見えない保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し、管理します。
- ② 保管期間はサービス提供終了から2年間、請求にかかる資料とその根拠となる記録は5年間保管をします。
- ③ 保管期間が終了した書類については、シュレッダーにかけた上で破棄します。

(2) 電子媒体で保管する場合

- ① 利用者のデータを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求める等のセキュリティを設定し、利用者のデータに対しアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。
- ② データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。
- ③ 外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。
- ④ 記録の閲覧及び自費を支払っての写しの交付が本人及び家族に限り可能です。

15. その他留意事項

- ① 訪問看護の利用は必ず医師の指示が必要です。かかりつけ医のいない場合は、御相談に応じます。
- ② 以下の場合、速やかに事業所に連絡して下さい。
 - 被保険者証の記載内容に変更が生じた場合。
 - 要介護認定の更新や変更を行なった場合。
 - 各所の減税に関する決定などに変更が生じた場合。
 - 生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合。

附則 本規程は、2025年7月1日から施行します。

【料金表 1：（地域加算なし）～介護保険での訪問看護～】（2024 年 6 月）

（1 単位：10 円）

		内容	介護保険 (単位)	介護予防 (単位)
基本料金 (1 回につき)	看護師による訪問看護	20 分未満	314	303
	※准看護師の場合は、 1 回につき所定単位の 90/100	30 分未満	471	451
		30 分～1 時間未満	823	794
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	1,090
	理学療法士等による訪問看護	20 分（1 週間に 6 回まで） ※介護保険：1 日 3 回以上の場合は、1 回につき所定単位 90/100 ※介護予防：1 日 3 回以上の場合は、1 回につき所定単位 50/100 12 ヶ月を超えて訪問を行う場合、さらに 15 単位減算	294 ※2024 年度は 8 単位減算	284 ※2024 年度は 8 単位減算
夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時まで） 早朝（6 時～8 時まで） ※ただし、緊急訪問の場合は 1 月以内の 2 回目以降に算定。	所定単位数の 25% 増		
深夜加算	22 時から 6 時まで ※ただし、緊急訪問の場合は 1 月以内の 2 回目以降に算定。	所定単位数の 50% 増		
退院時共同指導加算	退院退所時に主治医等と連携し在宅生活に必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合。	600		
初回加算 (適応月 1 回)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を実施した場合	退院又は退所日に初回訪問	350	
		退院又は退所日の翌日以降に初回訪問	300	

長時間訪問看護加算 (1回につき)		特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を実施した場合	300
複数名訪問加算 (1回につき)		30分未満	254
		30分以上	402
(月1回)	I	在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の充実したサービス提供体制の要件を満たした場合	550
	II	在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応の充実したサービス提供体制の要件を満たした場合	200
口腔連携強化加算 (月1回)		口腔の健康状態を評価し歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、情報提供を行った場合	50
緊急時訪問看護加算 I (月1回)		緊急時訪問を必要に応じて行い、常時連絡可能な体制である場合	600
(月1回)	I	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の方	500
	II	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等の方	250
専門管理加算 (月1回)		緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を実施した場合	250
サービス提供体制強化加算 II (月1回)		勤続年数3年以上の職員を30%以上配置し、サービス提供を強化している事業所の場合	3
ターミナルケア加算 (死亡月1回)		死亡した利用者に対して、死亡前日14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合	2,500

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。
 その場合、1か月につき利用料の全額をお支払い下さい。

※利用料のお支払いと引き換えにサービス利用領収書兼明細書を発行、この領収書兼明細書は社会保険料控除として申告するため、介護保険料の額を証明する書類となります。

【料金表 2：（地域加算なし）～医療保険での訪問看護～】（2024年6月）

	内容		金額（円）	
（訪問看護基本療養費Ⅰ）	看護師・保健師・助産師	週3日まで	5,550	
		週4日目以降	6,550	
	准看護師	週3日まで	5,050	
		週4日目以降	6,050	
	理学療法士等		5,550	
	（訪問看護基本療養費Ⅱ）	看護師 保健師 助産師	週3日まで	5,550
週4日目以降			6,550	
准看護師		週3日まで	5,050	
		週4日目以降	6,050	
理学療法士等		5,550		
同一建物居住者に対して訪問看護を実施した場合（同一日に2人）		看護師 保健師 助産師	週3日まで	2,780
			週4日目以降	3,280
			週3日まで	2,530
同一建物居住者に対して訪問看護を実施した場合（同一日に3人）	看護師 保健師 助産師	週3日まで	2,780	
		週4日目以降	3,280	
		週3日まで	2,530	

		准看護 師	週4日 目以降	3,030
		理学療法士等		2,780
訪問看護基本 療養費Ⅲ (1日につき)	医療機関に入院中で、一時的に外泊する方に訪問看護を実施した場合			8,500
緊急訪問看護 加算 (1日につき1回限 り)	利用者や家族等の緊急の求めに対して、主治医の指示 により緊急に訪問看護を実施した場合	月14日目まで		2,650
		月15日目以降		2,000
難病等複数回 訪問加算 (1日につき)	1日2回以上訪問した場合			4,500
	1日3回以上訪問した場合			8,000
長時間訪問看 護加算 (週1回に限り)	人工呼吸器を使用している状態等で長時間の訪問看護が必要な利用者に、 1回90分を超える訪問看護を実施した場合 ※上記の状態の15歳未満の場合は週3回まで			5,200
乳幼児加算 (1日1回に限り)	6歳未満の利用者に対して訪問看護を実施した場合	厚生労働大臣が 定める者に該当 する場合		1,800
		厚生労働大臣が 定める者に該当 しない場合		1,300
複数名訪問看 護加算 (週1回に限り)	他の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 と同時に指定訪問看護を実施する場合	同一建物内1人ま たは2人		4,500
		同一建物内3人以 上		4,000
	准看護師と訪問を実施する場合	同一建物内1人ま たは2人		3,800
		同一建物内3人以 上		3,400

夜間・早朝訪問看護加算 (1日につき)	夜間(18~22時)、早朝(6~8時)		2,100
深夜訪問看護加算 (1日につき)	深夜(22時~6時)		4,200
訪問看護管理療養費 (1日につき)	安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整えている訪問看護ステーションが訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合	月の初日	7,670
		月2回目以降	3,000
24時間対応体制加算 (月1回に限り)	利用者又はその家族等に対して、24時間の対応体制にある場合		6,800
看護・介護職員連携強化加算(月1回)	喀痰吸引等に関して、介護の業務に従事する者に対して、主治医の指示により、必要な支援を行う		2,500
特別管理加算 (月1回に限り)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の方		5,000
	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の方		2,500
退院時共同指導加算 (月1回か2回)	保険医療機関または介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院(入所)中で、訪問看護を受けようとする患者またはその看護に当たっている者に対して、退院日に療養上の指導を主治医とその職員と共に行なう場合		8,000
特別管理指導加算 (月1回に限り)	特別管理加算が算定できる状態で、退院日に療養上の指導を行なう場合 (※退院時共同指導加算に上乘せ)		2,000
退院支援指導加算 (1回に限り)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者で、退院日に在宅での療養上必要な指導を行なった場合(1回の退院支援指導の時間又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合)		6,000
在宅患者連携指導加算 (月1回に限り)	月2回以上、医療関係職種間で文書などにより共有された情報を基に、指導を実施した場合		3,000

在宅患者緊急時等 カンファレンス加 算（1回につき月 2回に限り）	急変時などに医療機関とカンファレンスを行ない共同で指導する		2,000
訪問看護情報 提供療養費 （月1回に限り）	1	市区町村等からの求めに応じて、福祉サービスにおける必要な情報を提供した場合	1,500
	2	当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500
	3	在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する利用者の訪問看護に関わる情報を主治医に提供した場合	1,500
訪問看護ターミナルケア療養費1	死亡日及び死亡前14日以内に1日以上ターミナルケアを実施した場合、最終訪問日に算定		25,000
訪問看護医療DX 情報活用加算 （月1回に限り）	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を実施した場合		50
訪問看護ベース アップ評価料 （月1回に限り）	訪問看護管理療養費を算定している場合 ※訪問看護ベースアップ評価料Ⅱの区分の変動に伴い、10～500円の追加あり。		780～

※利用料のお支払いと引き換えにサービス利用領収書兼明細書を発行します。この領収書兼明細書は、社会保険料控除として申告するために、介護保険料の額を証明する書類となります。

【料金表 3：（地域加算なし）～医療保険での精神科訪問看護～】（2024 年 6 月）

＜看護師・作業療法士が訪問看護を実施した場合＞

		内容		金額 (円)
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	保健師、看護師、作業療法士	週 3 日まで	30 分未満	4,250
			30 分以上	5,550
		週 4 日目以降	30 分未満	5,100
			30 分以上	6,550
	准看護師	週 3 日まで	30 分未満	3,870
			30 分以上	5,050
		週 4 日目以降	30 分未満	4,720
			30 分以上	6,050
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき)	看護師、保健師、 作業療法士	週 3 日まで	30 分未満	4,250
			30 分以上	5,550
		週 4 日目以降	30 分未満	5,100
			30 分以上	6,550
	同一建物居住者に対し て訪問看護を実施した 場合 (同一日に 2 人)	週 3 日まで	30 分未満	3,870
			30 分以上	5,050
		週 4 日目以降	30 分未満	4,720
			30 分以上	6,050
			30 分未満	2,130

	同一建物居住者に対して訪問看護を実施した場合（同一日に3人）	看護師、保健師、 作業療法士	週3日まで	30分以上	2,780
			週4日目以降	30分未満	2,550
				30分以上	3,280
		准看護師	週3日まで	30分未満	1,940
				30分以上	2,530
			週4日目以降	30分未満	2,360
30分以上	3,030				
精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ (1日につき)	外泊中に訪問看護を実施する場合				8,500
精神科緊急訪問 看護加算 (1日につき1回 限り)	利用者や家族等の緊急の求めに対して、主治医の指示により 訪問看護を実施した場合			月14日目まで	2,650
				月15日目以降	2,000
長時間精神科 訪問看護加算 (週1回に限り)	1回90分を超える訪問看護を実施した場合 ※上記の状態の15歳未満の場合は週3回まで				5,200
複数名精神科訪問看護加算	保健師、看護師、又は作業療法士と 訪問を実施する場合 ※30分未満を除く	同一建物内1人または 2人	1日に1回	4,500	
			1日に2回	9,000	
			1日に3回以上	14,500	
	同一建物内3人以上	1日に1回	4,000		
		1日に2回	8,100		
		1日に3回以上	13,000		
			1日に1回	3,800	
			1日に2回	7,600	

		同一建物内1人または2人	1日に3回以上	12,400
	准看護師と訪問を実施する場合 ※30分未満を除く	同一建物内3人以上	1日に1回	3,400
			1日に2回	6,800
			1日に3回以上	11,200
精神科 複数回 訪問加	主治医の医療機関が精神科在宅患者 支援料1を算定する利用者に限る	同一建物内1人	1日に2回	4,500
			1日に3回以上	8,000
		同一建物内2人	1日に2回	4,500
			1日に3回以上	8,000
		同一建物内3人以上	1日に2回	4,000
			1日に3回以上	7,200
夜間・早朝訪問看護加算 (1日につき)	夜間(18~22時)、早朝(6~8時)			2,100
深夜訪問看護加算 (1日につき)	深夜(22時~6時)			4,200
精神科訪問看護 管理療養費2 (1月につき)	安全に訪問看護サービスを提供できる体制を整えている訪問看護ステーションが訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して実施した場合		月の初日	7,670
			2日目以降	2,500
精神科重症患者 管理連携加算 (1月につき)	主治医の医療機関が精神科在宅患者支援料2を算定する利用者の訪問を週2回以上行なう場合			8,400
	主治医の医療機関が精神科在宅患者支援料2を算定する利用者の訪問を月2回以上行なう場合			5,800
訪問看護情報 提供療養費	1	市区町村等からの求めに応じて、福祉サービスにおける必要な情報を提供した場合		1,500

(月 1 回に限り)	2	当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供した場合	1,500
	3	在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する利用者の訪問看護に関わる情報を主治医に提供した場合	1,500
訪問看護ターミナルケア療養費 1	死亡日及び死亡前 14 日以内に 1 日以上ターミナルケアを行なった場合、最終訪問日に算定		25,000
訪問看護医療 DX 情報活用加算 (月 1 回に限り)	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		50
訪問看護ベースアップ評価料 (月 1 回に限り)	訪問看護管理療養費を算定している場合 ※訪問看護ベースアップ評価料Ⅱの区分の変動に伴い、10～500 円の追加あり。		780～

※利用料のお支払いと引き換えにサービス利用領収書兼明細書を発行します。この領収書兼明細書は、社会保険料控除として申告 するために、介護保険料の額を証明する書類となります。

【料金表 4：～介護保険・医療保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金～】

<全額自己負担>

内容	金額 (円)
受診、退院の付き添い(30分)	3,000
医療保険における週 3 回の制限を越える訪問看護 (30 分)	4,500
特別養護老人ホーム、小規模多機能施設等への自費での訪問看護・リハビリテーション (30 分につき)	4,500
入院患者様の外泊中の訪問看護 (30 分)	4,500
死後の処置 (当ステーション利用者)	6,000
死後の処置 (当ステーション利用者以外)	12,000